

み 監 第 6 9 号
令和 5 年 3 月 2 8 日

みやき町長 岡 毅 様

みやき町監査委員 最所 一志



同 武田 光邦



令和 4 年度定期監査の結果報告について（提出）

地方自治法第 199 条第 2 項の規定による行政監査を兼ねた同条第 4 項の規定に基づく定期監査を、令和 4 年 11 月から本年 2 月にかけて実施しましたので、同条第 9 項に基づきその結果報告書を別紙のとおり提出いたします。

ご査収の程よろしくお願ひ申し上げます。

(別紙)

令和4年度 定期監査結果報告書

第1 監査の概要

令和4年度における地方自治法第199条第2項の規定による行政監査を兼ねた同条第4項の規定に基づく定期監査は、法第198条の4第1項の規定に基づく町監査基準（監委訓令第1号）に準拠し、以下の要領で実施した。

1 監査の実施日及びその対象課室等

本町の27局課室等の監査を令和4年11月から本年2月にかけて延べ21日間にわたり、下記の日程で実施した。

11月	10日	総務部	総務課
	14日	民生部	健康増進課
	29日	出納室	
12月	1日	総務部	総合政策課
	2日	同	税務課
	16日	同	財政課
	20日	民生部	住民窓口課、北茂安及び三根総合窓口課
	21日	総務部	情報未来課/女子サッカー推進室
	22日	議会・監査事務局、民生部保健課、総務部国土調査室	
	23日	民生部	環境福祉課
1月	6日	民生部	風の子保育園
	10日	同	子ども未来課
	13日	同	メディカルコミュニティー推進室
	16日	同	地域包括支援センター
	17日	事業部	建設課
	23日	農業委員会事務局、事業部	農林課
	24日	事業部	産業支援課
2月	2日	同	下水道課
	3日	教育委員会	社会教育課
	15日	同	学校教育課
	16日	事業部	まちづくり課

2 監査対象の事務事業等

監査は町行政組織上のすべての局課室等において、今年度執行中の事務事業を対象に実施した。但し、複数年契約にかかる契約書のうち必要なものは締結年次の文書も対象にした。

3 監査の方法

監査は予め各課等に調製依頼していた以下に掲げる調書及びそれらに関する書類並びに各課共通の備品台帳、支出負担行為決裁書類、各種契約書及び保存年限 5 年以上の文書一覧表などを調査点検した。更に、課長・参事や主幹等に対して、上記文書等の調査点検結果をもとに当該課等の事務事業の進捗状況や課題問題点の有無等に関しヒアリングを行った。また、各課共通の出勤簿、休暇願簿、時間外命令簿及び出張命令簿はデジタル処理化されているので事務局にて事前に点検をした。

なお、監査は原則として担当部長等の立会いの下、当該各課等の入居している建物内で実施した。

- (1) 組織及び職員数関係調書
- (2) 事務分担表
- (3) 歳入状況調書
- (4) 業務ごと歳出状況調書
- (5) 工事請負を除く契約締結状況調書
- (6) 過去 1 年間における備品動向調書
- (7) 内規作成状況
- (8) 前回監査結果の措置状況調書

* 工事契約関係は別途一覧表があるので除外している。

4 監査の主な着眼点

本町の定期監査は行政監査を兼ねて実施しているが、第 1 の着眼点は基本の財務で、事務事業が予算や財務関係の規定に則り適正かつ適法に執り行われているかである。次に事務事業の管理運営がその目的や理念に即応し、効果的かつ経済的に実施されているかである。

さらに 3 年前から法の改正により町の監査基準に準拠して監査を行うことが求められているため、その中枢理念である「事務が最小の経費で最大の効果を上げるようにし、かつ、その組織及び運営の合理化に努めること」に留意しつつ、限られた時間内で監査を行った。

第2 監査の結果

昨年11月から本年2月にわたる監査の結果、すべての局課室等における財務事務に関しては、予算や法令等に則り概ね適正に執り行われていると認められた。又、事務事業の管理運営に関しても諸々の事情等を勘案しながらほぼ適切に執行されていると認められた。しかし、ごく一部に指摘又は今後改善検討や調査研究すべきと思われる点が散見されたので、それらは意見等として下記に挙げている。

なお、これらの意見等の事項に関しては監査の翌月に文書で行っている監査講評で付言し、およそ1月以内にすべてにわたり返答いただいたので、その回答要旨を意見等事項の後に（ ）で記載している。

記

① 財務事務関係

- ・ 庁舎の空調設備点検委託は地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定を準用し随意契約としているが、記載されている理由からすると、昭和62年最高裁判決に従い同項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」を適用すべきではないか。
(ご指摘のとおり対応したい)
- ・ 時間外受付管理業務は1社随契でされているが、登録業者は5、6社あるので、指名競争入札方式で行うべきである。
(指摘の通り令和5年度から指名競争入札で対応する)
- ・ 多面的機能支払い交付金事務で、農政局より工事施行に関し、3社以上の見積もりを取るよう指導を受けているので、来年度からは適切な指導をすべきではないか。
(本年2月の実績報告書の進捗状況確認の時に各保全会に指導した。
今後も機会あるごとに指導していく)
- ・ 下水道料金の滞納分のうち、自治法の規定により時効となった分は不納欠損処分すべきである。
(適切な不納欠損処理を行えるよう慎重に検討していく)

② その他の事務関係

- ・ 総務課の分担事務にある公益通報者に関することについては、具体的な制度造りのための調査検討をすべきではないか。

(この件については、みやき町職員等公益通報者保護制度に関する要綱を令和2年4月1日に施行したところですが、今後その目的達成のため、職員に対する制度の再周知や他自治体への情報収集等を行ってまいります。)

- ・ ふるさと振興協会の所掌事務はそれらの事務を所管する課室が現にあるものばかりであり、施策が重複する可能性があるとともに、委託料には消費税がかかり余分な経費を要するため、振興協会への委託は見直すべきではないか。

(総務部情報未来課にふるさと振興担当をおき、ふるさと寄附金に関する事務を分担している。しかし、町にはふるさと寄附金獲得のノウハウやマンパワーが不足しており、外部委託により費用対効果を向上させることが必要となっている。そのため、当協会には新規返礼品の開発、ふるさと納税等の分析に基づく寄付促進を目的としたPR広告等の取り組みを軸とした戦略的アプローチなどを業務委託している。また、地域の発展振興事業、産業振興事業及び特産品の開発販売事業も委託しているがそのほうが効果的であると考えている。指摘された委託料については、業務内容を精査し適正化に努めていく。)

- ・ 工事等の完成検査は町の財産となる完成品が設計書通り作られているか否かの確認を行う検査である。今まではほぼ人力のみで行われているが、今日では様々なIT機器もあると思われるので、効果的な機器の購入を行い、より高度で効果的な検査が行なわれるよう今後検討すべきではないか。

(完成検査は県土木工事検査要領を参考に行っているが、検査に必要なIT機器の購入については、町で準備するのか請負業者に準備してもらうのか今後検討したい)

以上